

学校法人福岡女学院 平成28年熊本地震 授業料減免およびお見舞金について

2016年9月2日
学校法人福岡女学院
理事長 十時 忠秀
院長 寺園 喜基

この度の平成28年熊本地震で被災された皆様には、改めて、心よりお見舞い申し上げます。福岡女学院は被災された学生、保護者の経済的負担を軽減し、学業継続の機会を確保するために、授業料を減免いたします。併せてお見舞金を給付いたします。

支給対象に該当する方は、下記の申請要領により、申請してください。

記

【授業料減免・お見舞金申請要領】

1. 対象者

平成28年熊本地震で被災された世帯（学生または保護者）で、世帯の居住している家屋に被害を受け、次項の適用基準に適合する方

2. 適用基準および授業料減免額

区分	適用基準	授業料減免*	お見舞金
A	全壊又は大規模半壊	2016年度後期授業料 全額	20万円
B	半壊	2016年度後期授業料 半額	10万円
C	半壊未満（一部損壊）	減免無し	2万円

*授業料以外の施設設備費、委託徴収金、学科の実習費等は減免の対象外です。

3. 必要書類（申請書は大学HP、ポータルシステムからダウンロード又は学生課窓口にてお取ください）

- 平成28年熊本地震 授業料減免およびお見舞金 申請書（本学院所定）
- 公的機関の発行する「り災証明書」

4. 申請書提出先

学生課

5. 申請期間

2016年9月5日（月）～2016年9月21日（水）
平日9：00～17：30

6. 授業料減免後の校納金の納付およびお見舞金の給付方法について

校納金 : 9月下旬、改めて授業料減免額を控除した「納付書」を郵送します。
お見舞金 : 10月中旬以降、指定口座に振り込みます。

7. 問い合わせ先

学生課（学生本人が窓口にお越しください。）

以上